

(別添 1)

委託業務仕様書

1 業務名

「こどもの居場所づくり」支援体制強化事業（「こどもの居場所」支援ニーズ調査事業）実施業務

2 事業の目的

本事業は、貧困や児童虐待、不登校など複合化する課題に対応するため、「こどもの居場所」を核として、多様なアプローチによる支援をモデル的に実施し、支援ニーズの把握や課題を検証するとともに、取組の横展開により県内の「こどもの居場所」の質的向上を図ることを目的とする。

3 実施期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）までとする。

4 業務内容

(1) 受託者が開設・運営する「こどもの居場所」において、下記①から③のいずれかの趣旨に応じた取組を実施し、支援ニーズの把握や課題を検証する。

①虐待未然防止

虐待リスク要因（養育環境等の課題）を抱える家庭への予防的支援及び子育て世帯の孤立を防ぐため、こどもの居場所を拠点とし、保護者の交流の場として子育てサロンを開催するとともに、レスパイトケアの視点を取り入れて託児付きイベントを開催するなど、市町村母子保健主管課をはじめ関係機関と連携した乳幼児期からの伴走支援を実施する。

②既存のリソースを活用し、地域のこどもが自分の意思でアクセスできる居場所を設置し、様々な課題を抱えるこどもや家庭を早期に把握し、必要な支援に繋げる。

ア 学校の空き教室や児童館等を活用し、学習支援や食事提供、悩み相談など、地域の大人とこどもの交流による一場所多役の居場所を設置する。

イ 朝食欠食や孤食課題に対応するため、早朝や夏休み等の長期休暇期間に居場所において食事を提供し、こどもの孤立防止を図るとともに、地域の特性や人材を活用した自然・文化・社会体験活動などの提供により体験格差の是正を図る。

③ひきこもりや不登校など、学校や地域から孤立しがちなこどもと家庭への支援

こどもの居場所を拠点として、宅食や家庭訪問などのアウトリーチ支援により、孤立しがちなこどもや家庭を地域の支援機関と繋ぎ、こどもの成長の機会を確保するとともに、保護者を対象とした相談支援や悩みを共有できるネットワークづくりを実施し、家庭全体への伴走支援を実施する。

(2) 支援ニーズ調査の実施・集計

(1) において、利用者又は支援対象者に対し、次のとおり調査を実施すること。

① 調査方法

調査票の配布・回収、ヒアリング又はインターネットによる回答等、効率的かつ

(別添1)

効果的な方法により実施すること。なお、インターネットによる回答に係る環境構築は受託者が実施すること。

② 調査項目

調査項目は次の2種類を予定し、県と受託事業者の協議により決定する。

ア こども調査票

「こどもの居場所」利用前後に係る生活及び意識の変化、「こどもの居場所」へのニーズ等 10項目程度

イ 保護者調査票

「こどもの居場所」利用前後に係る生活及び意識の変化、「こどもの居場所」へのニーズ等 10項目程度

(3) 事業実施報告書の作成

次の内容を含んだ報告書を作成し、PDFで提出すること。なお、提出された報告書は県ホームページに掲載するとともに、本事業が国の令和5年度こどもの居場所づくり支援体制強化事業費国庫補助金(令和5年度補正予算分)を活用していることから、国に提出する。

① (1)の実施内容及び実績、運営上の工夫及び課題

② (2)の集計結果

③把握した課題に係る分析・考察等、検討の経過等も含め詳細に記載すること。

(4) 留意事項等

① 地域内のこどもであれば誰もが利用できるように、周知を含めこどもの参加を促す取組みを行うこと。

② 「こどもの居場所」は定期的実施し、1回当たり2時間以上、概ね1月に1回以上もしくは、教育機関の夏季、冬季及び学年末の長期休暇中に概ね1週間に1回以上実施すること。

③ こどもや保護者の相談に応じるとともに、地域の支援機関と連携して対応すること。

④ 利用料は原則無料とすること。

5 実績報告等

本業務の実績報告として、次のとおり県に提出すること。

(1) 事業実施報告書

4(3)のとおり。

(2) 収支決算書

(3) その他必要と認められるもの

6 経費等について

(1) 経費の内容

県は委託料以外の費用を負担しない。

(2) 対象となる経費

対象となる経費は、事業実施のために直接必要な経費に限る。また、受託者の運営

(別添1)

上必要とされる恒常的な経費は、本事業の経費の対象としない。

7 その他

(1) 著作権等

この事業に係る一切の著作権は、徳島県に無償で譲渡する。

また、この事業に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本事業を実施する上で、個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法(平成15年法律第57号)、徳島県個人情報保護条例及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(3) 守秘義務

受託者は、本事業を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 再委託の制限

受託者が本事業業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ県に対して業務委託契約書において定める方法により、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法等の事項を報告し、承認を得なければならない。

(5) 県への報告等

受託者は、事業の実施状況や進捗状況等、県の求めに応じて報告し、必要があれば書類を提出しなければならない。

県は、受託者による事業の実施が当該事業の目的に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。

(6) その他

本仕様書に定めのない事項及び業務実施中に生じた疑義については、県と受託者双方による協議の上、決定する。